

名古屋市児童を虐待から守る条例の一部改正について

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の一部改正に伴い、名古屋市児童を虐待から守る条例（平成25年名古屋市条例第26号）の一部を改正する必要がありますが、この条例の改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、下記のとおり提出します。

令和2年2月7日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

記

1 改正理由・内容

児童虐待の防止等に関する法律の一部改正に伴い、児童虐待の早期発見に係る責務を有する者として、教育委員会等が明文化されたため、関係機関等に教育委員会を加えます。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

3 条例案・新旧対照・参照条文

別紙のとおり（囲み枠部分）が教育に関する事務に当たる部分）

(案)

令和 2年第 号議案

名古屋市児童を虐待から守る条例の一部改正について

名古屋市児童を虐待から守る条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 2年 2月 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市児童を虐待から守る条例の一部を改正する条例

名古屋市児童を虐待から守る条例（平成25年名古屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 4号中「病院」の次に「、婦人相談所、教育委員会、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 3条第 1項に規定する配偶者暴力相談支援センター」を、「弁護士」の次に「、婦人相談員」を加える。

第 9条第 1項中「弁護士」の次に「、婦人相談員」を加える。

附 則

この条例は、令和 2年 4月 1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、児童虐待の防止等に関する法律の一部改正に伴い、

規定を整理する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市児童を虐待から守る条例 (抜すい)

(定義)

第 2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) }
{ (略)
(3) }

(4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院、~~婦人相談所、教育委員会、~~配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 3条第 1項に規定する配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、~~婦人相談員~~その他児童の福祉に職務上関係のある者をいう。

(人材の育成)

第 9条 市は、児童相談所、福祉事務所及び保健所の職員並びに学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、~~婦人相談員~~その他児童の福祉に職務上関係のある者が虐待を早期に発見し、その他虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

2 (略)

(参考 2)

参 照 条 文

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）抜すい

新旧対照 (^{改正後}
_{改正前})

(児童虐待の早期発見等)

第 5条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、
配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び
学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看
護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者
は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見
に努めなければならない。

2)
3)
4) (略)
5)
3)

